

第九管区海上保安本部公示第85号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和7年12月23日

第九管区海上保安本部長

古川 大輔 (公印省略)

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名 称 新潟県新発田地域振興局

住 所 新潟県新発田市豊町3丁目3番2号

2 水路測量を実施する区域及び期間

区 域 新潟港東区（新発田川放水路）（下図に示すとおり）

期 間 令和8年2月9日から令和8年3月9日までのうち2日間

3 水路測量の実施方法

GNSSにより測位し、音響測深機による測深を行う。

4 航行船舶に対する安全措置

作業船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）

第6条に定める白紅白の標識を掲げる。

